

「令和6年度 横浜市家計改善支援事業業務委託」に係る  
提案書作成要領等に関する質問書への回答

件名：令和6年度 横浜市家計改善支援事業業務委託

No.	質問内容	回答
1	<p>● 5業務内容（1）ア チラシ等の作成とは助言だけではなく、デザインまで含まれるのでしょうか。また作成したチラシ等の印刷や配布等は含まれないという理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>●制度周知を目的としたチラシ等の作成は、助言だけでなくデザインも含まれます。新たに作成したチラシ等は、各区役所の窓口にて加配、郵送物への封入などを想定しています。また同チラシ等の印刷や配布などは局生活支援課や各区生活支援課で行います。</p>
2	<p>● 8実施方式（4） 定着支援の必要性の判断や期間はどのようなプロセスで決定するか、ご提示いただけないのでしょうか。</p>	<p>●日々の業務内での打ち合わせ、月1回程度の打ち合わせ、もしくは半年に1回程度の全件ケース振り返り等で定着支援の必要性があることを、各区生活支援課および受託者が確認できた場合、その方法と定着支援期間を決定します。</p>
3	<p>● 5業務内容（1）エ 講座とは具体的にどのような講座や対象者を想定しているか、ご提示いただけないでしょうか。例えば、区から依頼を受けた支援者や市民向けの家計講座等はこちらの講座に該当するのでしょうか。</p>	<p>●各区の家計改善支援ニーズにより寄り添った講座（緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援につながる講座）で、市民向け及び支援者向け等の外部に向けた講座を想定しています。各区から依頼を受け、実施していた支援者向けや市民向け講座も4回/年を上限とした緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援につながる講座であれば、含まれる可能性は考えられます。</p>
4	<p>● 8実施方式（9） 年4回とは全区と局を合わせての回数という理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>●本事業での講座の実施は全18区で合わせて上限4回/年の開催を想定しています。令和6年度においては、健康福祉局生活支援課が主催する外部向けの家計講座は想定してい</p>

5	<p>● 9 支援期間 延長について、上限は設けていますか。</p>	<p>ません。 また上限 4 回/年の講座開催としているため、5 回目/年以降の講座については本事業では対象外となります。</p> <p>● 1 年を超える支援の必要性については要綱上、必要に応じて提供する仕様となっているため、具体的な支援期間の上限は設けていません。 一方で 1 年を超える支援の延長については半年に 1 回程度の全件ケース点検や月 1 回程度の定期的な打ち合わせ等を活用し、組織的に判断をしていきます。</p>
6	<p>●業務説明資料、5 業務内容（1）ア 家計改善支援事業の周知を目的としたチラシ等の作成について、現在～過去実施実績をお示してください。また、令和 6 年度以降の方針などありましたら、併せてお示してください。</p>	<p>●本項目は令和 6 年度より新しく業務委託内容に追加した項目になります。制度周知・理解を目的としたチラシ等の作成は、各区役所での加配、郵送物への封入などを想定しており、印刷や配布などは局生活支援課や各区生活支援課で行います。</p>
7	<p>●業務説明資料、5 業務内容（1）エ 区生活支援課及び健康福祉局生活支援課と共同し、家計改善・管理に関する講座の企画、提案、実施、について、現在～過去実施実績をお示してください。また、令和 6 年度以降の方針などありましたら、併せてお示してください。</p>	<p>●令和 5 年度より業務委託内容に追加した項目になり、健康福祉局生活支援課と受託者が主催となり、市内 4 区の公会堂の講堂にて、一般市民・支援者向けに幅広い対象者向けに、生活困窮者自立支援制度と横浜市家計改善支援事業について講演（緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援につながる講座）を行いました。令和 6 年度は、各区の家計改善支援ニーズにより寄り添った市民向け及び支援者向け等の外部向けの講座を、各区生活支援課および受託者で企画・提案・実施を想定し、4 回/年を上限に実施することとしています。講座に係る事務費（会場費・印刷代・文房具代等）について</p>

<p>8</p>	<p>●同事業の支援実施件数</p> <p>1件あたりの時間数、人員体制および実施スケジュール（支援員の稼働スケジュール）について、区ごと現在～過去実施実績をお示してください。また、令和6年度以降の方針などありましたら、併せてお示してください。</p>	<p>は、健康福祉局生活支援課より受託者へ実費にてお支払いします。</p> <p>●1件あたりの時間数、人員体制、過去実施実績については別紙資料をご参照ください。また実施スケジュール（支援員の稼働スケジュール）については、半日（9時～12時、13時～17時）を1コマとカウントし、支援件数に応じて各区週に1コマ～2コマの固定枠を設定しています。また利用者の事情により、固定枠での支援が難しい場合は、受託者と相談のうえ、固定枠以外の日程で支援を実施しています。</p> <p>令和6年度以降の方針は、支援員担当する区間の移動時間を極力少なくすることで、より多くの方の支援が実現できるよう、各区の支援員配置日を見直していく見込みとしています。</p>
<p>9</p>	<p>●業務説明資料</p> <p>6 履行場所について、支援員の常駐出来るスペースの有無など、履行場所の例や注意点についてお示してください。また、令和6年度以降の方針などありましたら、併せてお示してください。</p>	<p>●利用者との面接は各区生活支援課執務室の面接ブースが原則となります。常駐できるスペースの確保については区によって異なりますが、面接記録等を作成するスペースは確保されています。</p>
<p>10</p>	<p>●支援予約</p> <p>現在の予約受付方法（電話予約や来所予約のみ、現存のシステム利用等）と、また、令和6年度以降の方針などありましたら、併せてお示してください。（新規構築等）なお、支援対象者の方々との予約調整などの連絡方法や管理方法について、現在～過去実施実績をお示してください。また、令和6年度以降の方針などありましたら、併せてお示してください。</p>	<p>●区ごとに管理しているスケジュール表に担当職員が予約を入れ、それを担当支援員が確認する方法で原則、スケジュール管理をしています。また各区生活支援課の担当職員が直接、担当支援員に電話またはメールをして予約をとることもあります。</p> <p>令和6年度以降も継続支援中の利用者との予約調整は原則、面談時に行います。新規利用者との予約調整は、各区生活支援課の担当者が都度、最上段に記載されている予約方法</p>

		にて行います。
--	--	---------

実施状況(困窮/保護)  
支援件数/時間数 (H)

	H30 困窮	R1 困窮	R1 保護	R2 困窮	R2 保護	R3 困窮	R3 保護	R4 困窮	R4 保護	
鶴見	25	37	1	13	6	5	7	32	29	鶴見
神奈川	29	44	2	17	1	17	2	14	1	神奈川
西	11	15	0	6	0	9	4	10	1	西
中	29	38	3	31	1	26	10	31	6	中
南	44	73	4	30	7	33	9	17	10	南
港南	35	29	5	14	8	23	9	13	3	港南
保土ヶ谷	49	39	5	38	28	45	21	40	21	保土ヶ谷
旭	47	28	3	16	6	27	5	35	7	旭
磯子	11	15	0	6	8	7	5	23	4	磯子
金沢	12	5	0	15	10	14	2	7	2	金沢
港北	45	41	1	23	1	34	5	32	5	港北
緑	18	13	2	7	2	7	5	7	3	緑
青葉	8	10	0	7	7	8	3	8	2	青葉
都筑	10	10	1	7	1	7	1	8	2	都筑
戸塚	6	13	4	4	7	6	11	9	8	戸塚
栄	26	13	0	4	2	19	1	14	1	栄
泉	17	21	2	11	4	8	4	16	11	泉
瀬谷	13	12	1	8	1	4	3	18	6	瀬谷
新規合計	435	456	34	257	100	299	107	334	122	合計
年度対象者 (新規+前年度 継続相談者)	724	741	34	550	142	535	194	524	208	
1件あたりの時間 数(平均)	1:59	1:34	1:47	1:37	1:25	1:36	1:21	1:30	1:19	
体制(人)	常勤 : 2 非常勤 : 16	常勤 : 2 非常勤 : 16		常勤 : 4 非常勤 : 10		常勤 : 3 非常勤 : 9		常勤 : 3 非常勤 : 9		

※生活保護受給者は令和元年度(平成31年度)より開始しています。